

社会福祉法人サマリヤ会

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人サマリヤ会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬などの支給)

第2条 役員等については、報酬は支給しない。

(改廃)

第3条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(細則)

第4条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることがある。

附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。